

同条第二十一項中、「特別養護老人ホームに入所する要介護者」の下に（厚生労働省令で定める要介護状態区分に該当する状態である者その他居宅において日常生活を営むことが困難な者として厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項及び第二十六項において同じ。）を加え、同条第二十三項中、「第百十五条の四十五第一項第五号」を「第百十五条の四十五第二項第三号」に改める。

第八条の二第一項中、「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「居宅要支援者」を「要支援者であつて、居宅において支援を受けるもの（以下「居宅要支援者」という。）」に改め、その介護予防の下に（身体上又は精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止をいう。以下同じ。）を加へる。

え、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を削り、第八項を第六項とし、第九項から第十三項までを二項ずつ繰り上げ、同条第十四項中「いい」の下に「特定地域密着型介護予防サービス」とは、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護をいい」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第十五項を第十三項とし、第十六項を第十四項とし、第十七項を第十五項とし、同条第十八項中「地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス」の下に「特定介護予防・日常生活支援総合事業（市町村、第百十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者又は第百十五条の四十七第六項の受託者が行うものに限る。以下この項及び第三十二条第四項第二号において同じ。）を、指定地域密着型介護予防サービス事業者」の下に、特定介護予防・日常生活支援総合事業を行う者」を加え、同項を同条第十六項とする。

第十三条第一項中（以下この条において「を（以下）」に。以下この条」を。以下この項及び次項」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 特定施設

第十三条第三項中、「住所地特例対象被保険者が」を、「第一項の規定により同項に規定する当該他の市町村が行う介護保険の被保険者とされた者又は前項の規定により同項各号に定める当該他の市町村が行う介護保険の被保険者とされた者（以下、「住所地特例適用被保険者」という。）がに改め、
「所在する市町村」の下に（以下、「施設所在市町村」という。）を加え、
「住所地特例対象被保険者に」を、「住所地特例適用被保険者に」に改める。

第二十二條第一項中「できる」の下に、ほか当該偽りその他不正の行為によつて受けた保険給付が第五十一條の第三第一項の規定による特定入所者介護サービス費の支給、第五十一條の四第一項の規定による特例特定入所者介護サービス費の支給、第六十一條の第一項の規定による特定入所者介護予防サービス費の支給又は第六十一條の四第一項の規定による特例特定入所者介護予防サービス費の支給であるときは、市町村は、厚生労働大臣の定める基準により、その者から当該偽りその他不正の行為によつて支給を受けた額の百分の二百に相当する額以下の金額を徴収することができる。」を加える。

第二十四条の二第五項中「規定により」の下に「同項第一号又は第三号に掲げる」を加える。

第三十二条第四項第二号中「又は」を「若しくは」に改め、指定地域密着型介護予防サービスの下に「又は特定介護予防・日常生活支援総合事業」を加える。

第四十二条の第二項中「当該市町村」の下に「(住所地利活用被保険者である要介護被保険者(以下「住所地利活用要介護被保険者」という。)に係る特定地域密着型サービスにあつては、施設所在市町村を含む。)」を加え、同条第四項中「市町村」を「市町村(施設所在市町村の長が第一項本文の指定をした指定地域密着型サービス事業者から指定地域密着型サービスを受けた住所地利活用要介護被保険者に係る地域密着型介護サービス費(特定地域密着型サービスに係るものに限る。))の額にあつては、施設所在市町村)が」に改め、同条第八項中「により市町村」の下に「(施設所在市町村の長が第一項本文の指定をした指定地域密着型サービス事業者から指定地域密着型介護サービスを受けた住所地利活用要介護被保険者に係る地域密着型介護サービスの請求にあつては、施設所在市町村)を加え、に規定する」を「の

規定により市町村（施設所在市町村の長が第一項本文の指定をした指定地域密着型サービス事業者から指定地域密着型サービスを受けた住所地特例適用要介護被保険者に係る地域密着型介護サービス費（特定地域密着型サービスに係るものに限る。）の請求にあつては、施設所在市町村）が定めるに改める。

第四十二条の第三第二項中「により市町村」の下に（施設所在市町村の長が同条第一項本文の指定をした指定地域密着型サービス事業者から指定地域密着型サービスを受けた住所地利適用要介護サービスを受けた他の厚生労働省令で定める者に係る特別地域密着型介護サービス費（特定地域密着型サービスに係るものに限る。）の額にあつては、施設所在市町村）を加える。

第四十九条の次に次の一条を加える。

(一定以上の所得を有する第一号被

第四十九条の二 第一号被保険者であつて政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である要介護被保険者が受ける次の各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合には、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の八十」とする。

一 居宅介護サービス費の支給

二 六項 特例居宅介護サービス費の支給 第四十二條第三項並びに第四十三條第一項、第四項及び第

三 地域密着型介

四項及び第六項

四 特例地域密着

五、施設个隻才

五 旌記介證十一
六 寺列施没介獲

七 住宅介護福祉

八 住宅介護住宅

第五十条中「含む」

（若しくは同じ。）

読み替えて適用する

市町村が、災害

地壇密着型サービ

適用する場合（同

り読み替えて適用

下の範囲内におい

第五十一条の三第

第五十二條第一項

介護予防通所介

第五十四条第三項

第五十四條の二第
三者（以下「主所也

入にあつては、施設

は市町村の長が第一

主介護予防サービス

費（特定地域密着

に改め、同条第八項